

谷口總合法律事務所報



No. 55

令和8年4月

所長雑感～会長就任にあたって

所長 弁護士 谷口 直大

① 京都弁護士会会長就任

令和8年4月1日より、京都弁護士会の会長に就任しました。

当事務所創設者である祖父の谷口義弘弁護士も、父である谷口忠武弁護士も、京都弁護士会の会長を務めております。このたび、私が会長に就任したことにより、親子三代にわたって京都弁護士会の会長を務めることとなりました。

親子三代にわたって弁護士会の会長を務めることは、全国的にも極めて珍しく、大変名誉なことであると認識しております。同時に、祖父、父の名を汚さぬよう伝統と信頼を引き継ぐ重い責任も感じております。

祖父、父が京都弁護士会のために尽力してきた姿を間近で見えてまいりました。その背中を見て育ち、弁護士として歩んでまいりました。今回、自分がその系譜を継ぐ立場に立たせていただくことに、身の引き締まる思いがいたします。

日頃らご依頼をいただいているクライアントの皆様、そして谷口総合法律事務所に関わってくださっている多くの方々に、私が京都弁護士会の会長を務めているということに誇りに思っただけのよう、会長としての職務を全うしたいと考えております。

会長の任期は1年間です。その間は、会長職務のため事務所を留守にすることが多くなるかもしれませんが、私が不在にする際も、事務所スタッフの弁護士及び事務員が、これまでと変わらず、むしろ、これまで以上に、皆様のご依頼に対してしっかりと対応させていただきますので、どうぞご安心ください。

会長という職責は大変な一年になることが予想されますが、祖父、父が示してくれた道を受け継ぎつつ、新しい時代に即した弁護士会運営を目指し、これまで弁護士として培ってきた経験を活かし、全力で職務に取り組む所存です。

② 新たな仲間を迎えて

(1) 村川美智子弁護士

令和7年10月より、村川美智子弁護士が当事務所に加入いたしました。

村川弁護士は、福岡県出身で、平成13年10月に第54期司法修習を修了後、検事として任官し、約24年間にわたり検察官として活躍されてきました。

これらの豊富な経験と知見を活かし、悩みやトラブルを抱えた方々の気持ちに寄り添った、きめ細やかな法的サービスを提供してくれるものと期待しています。

(2) 大谷弁護士

鯖江支所で事務員として勤務していた大谷尚君が、弁護士法5条に基づく法務大臣の認定を受けて弁護士資格を取得し、令和8年2月より晴れて弁護士として鯖江支所で執務を開始しました。

大谷弁護士は、福井県坂井市出身で、平成26年に司法試験に合格後、長年にわたり裁判所書記官を務めてまいりました。前職である裁判所書記官としての経験や視点を活かし、依頼者の方々に信頼していただけるよう真摯に執務に向き合い、鯖江支所のさらなる発展に貢献してくれるものと期待しています。

(3) 西浦由惟さん

令和8年2月より、事務局に西浦由惟さんが加入いたしました。

西浦さんは、明るく前向きな性格で、丁寧な仕事ぶりが印象的です。先輩事務員の指導のもと、日々業務を習得し、既に戦力として活躍してくれています。

法律事務所の仕事は、専門的な知識や正確性が求められる場面も多いですが、持ち前の真面目さと向上心で、着実に成長していただけるものと期待しています。

③ 結びに

会長職という新たな挑戦と、事務所の新たな仲間たちとの歩みと、令和8年度は、私たちにとって大きな転換点となる一年になりそうです。

新しい仲間たちとともに、事務所のさらなる発展を目指し、一層精進してまいり所存です。

鯖江支所・支所長だより Vol. 15

～激動を予感させる令和8年～

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

今回は、事務局からの締切期限日に、筆を執っております。ここ数年で見ると最速着手となりました、鯖江支所長だより。今回も、鯖江支所や私の今を、いろいろご報告いたします。

①満を持して期待のルーキー登場

本事務所報でも挨拶のありました通り、昨年2月より当事務所にて事務員として勤務しておりました大谷尚が、本年2月19日をもって、法務大臣認定により弁護士登録を了し、当支所にて弁護士としての執務を開始いたしました。

事務員としての約1年間では、裁判所書記官での経験を存分に発揮してくれつつ、弁護士としての立ち振る舞いも(見本の出来はさておき)私のそばである程度吸収してくれたものと思います。

そしてさっそく、私個人の事情(以下2で述べます。)により、弁護士登録直後から、一人でいろいろやってもらっています。そんな風にバシバシやらせている私も、「こんなにさせて大丈夫だろうか。」と思う一方、よく考えてみると、私が平成27年4月に本支所長に就いた時も、「登録2年目で、平日の5分の4は一人で立ちまわっていたのだから、まあ大丈夫か。」とも思ったりします。

いずれにしても、本当に頼れる人材ですし、今後当支所のリーガルサービスのさらなるレベルアップに寄与してくれるものと期待しています。

みなさまにおかれましては、今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

②第二子誕生

私事で恐縮ですが、本年2月、私に第二子が誕生いたしました。3,700グラム超の元気な男の子です。



妻の妊娠から出産、そして産後の育児と、夫婦ともども県外人である私たちにはいろいろと試練があるところであり、なんせ長男(2歳)がわんぱくモンスターに成長しておりますので、日々奮闘しております。とはいえ、元気に生まれてきてくれた二男も、今まで独占していたママを盗られ多少ジェラシーを感じつつも「おとーとくん」と呼んで二男の頭をなでなでしている長男も、本当にかわいいものです。

そんな中、仕事もある程度調整せざるを得ず、事務局はじめ事務所メンバー各位、弁護士会関係者の皆様などなど、方々にご迷惑をかけしているところですが、この御恩は先々でお返しするしかない、と今はある程度育児に力を注いでいます。この原稿も、赤ちゃんにミルクをあげて寝静まったのを確認してから筆を執っているところです。

守るべきものが増えると、人は強くなるといいます。これを、家庭にも、そして弁護士としての私の活動にも反映させていくべく、これからも精進したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

③調停委員の拝命

本年4月より、武生簡易裁判所における民事調停委員を拝命することになりました。調停委員は40歳を迎えるとその資格が得られ、昨年、残念ながら、もといめでたく40歳をも迎えた私に、お鉢が回って、もとい白羽の矢がたった、ということです。

40歳になるやいきなり調停委員の打診を受けるなんて、思ってもいませんでした(もう少し年季の入った先生方がするものだと思っていました)が、これも人材不足の地方事情なのかなとも思いきや、京都においても同い年の大学の同級生が調停委員に拝命されたと先日聞きましたので、調停委員の担い手不足もあるのかも知れません。

とはいえ、裁判所の立場で紛争解決にかかわることのできる貴重な機会を頂きますので、大いに勉強しつつ、取り組みたいと思います。

④当事務所代表の弁護士会会長就任

これまた本事務所報で挨拶があったかと思いますが、当事務所代表弁護士谷口直大が、令和8年度の京都弁護士会会長に選出されました。鯖江支所にかかわる話ではあまりないのですが、感慨深いものなので、少し紙幅を頂きます。

私が当事務所のメンバーとなり鯖江支所長を拝命した時にも、代表谷口とは、「私が副会長になるか、先生が会長になるか、どっちが先ですかね。」といった話をしていました。もう10年前です。

当事務所においても、この10年、振り返るといろんなことがありました、いいことも、悪いことも。その中で、代表谷口のいよいよ弁護士会会長就任という話は私にもあり、いろんな話をしたことが思い出されます。この度、無事就任となったことを、本当にうれしく思っています。

代表谷口は、自身が平成11年に弁護士登録し当事務所に入所した際、その父である谷口忠武弁護士(現・当事務所会長)が日弁連副会長に就任することとなり、そのことを当事務所報の入所挨拶の中で、「お家の一大事」と表現していました(事務所報No.14)。なお、忠武弁護士も、京都弁護士会の歴代会長の一人です。

その上で、代表谷口は、「祖父義弘が種を蒔き、父忠武が水をやった、当事務所に大きな花を咲かせることができるよう、これから一年一年大事に職務に邁進していきたいと思っております。」と結んでいます。

今回の代表谷口の京都弁護士会会長就任は、地道な弁護士としての活動を25年以上続けた先の「大きな花」の一つになるのだろう、と感慨を持っております。

と同時に、まさに代表以外の私たちメンバーにとっては、まさに「お家の一大事」です。代表が会務に多忙を極めるであろう一方で、事務所には日夜お客様がいらっしゃいます。この一年間、事務所メンバーが一丸となって、この一大事を乗り切りたいと、京都本部から遠く離れた鯖江から思い新たにしているところです(離れていて、すみません。。。)。

顧問先ご紹介

株式会社中央倉庫

代表取締役社長執行役員 谷奥 秀実

倉庫の役割をご存知でしょうか？倉庫は、物流の中核となり、暮らしや経済をスムーズに動かすインフラの役目(必要な時に必要な量を供給するなど)を持っています。原材料や製品が、注文したらいつでも届くのは倉庫が適切に保管・在庫管理・出荷をおこなっているからです。工場の生産においても、計画に合わせてジャストインタイムで供給されます。これらを可能にするため、倉庫会社は、貨物の特性に合わせた保管や在庫管理をはじめ、様々なサービスで生産から消費までをつなぎ、お預かりした貨物を確実に・効率的に保管し、適切に・スピーディに届けられるようにサービスレベルの維持向上を図っています。

株式会社中央倉庫は、企業理念『誠実・進歩・挑戦』(「誠実」を全ての判断の座標軸に据え、時代と共に「進歩」し、「挑戦」し続けること)を掲げ、コーポレートスローガン『未来を預かる、未来を運ぶ』のもと、倉庫・運輸・国際貨物業を中心とする総合物流事業を社会経済活動に不可欠な公共性の高い事業であると認識し、事業を通じてお客様・お取引先・地域社会・従業員の幸せな未来と持続的な発展に貢献することを目指しています。

当社は、1927年に京都市中央卸売市場が全国最初の公設市場として開設された際に、京都中央市場倉庫として創業いたしました。以来、当社は、お客様とともに伴走し物流を担うビジネスパートナーとして、お客様満足

度の向上を目標に地域社会に密着し、安定的な経営基盤の拡充に努めてきました。まもなく100周年を迎えようとしています。国内では26の営業所と、海外では上海に駐在員事務所があります。現在、愛知県あま市に新規営業所開設に向けて、新たな倉庫を建築中です(2027年1月竣工予定)。

当社の事業セグメントは国内物流事業・国際貨物事業・不動産賃貸事業の3つの事業で構成されています。国内物流事業は倉庫部門



京都 PD センター



大津営業所

↑現時点では直近に新設した倉庫です

(保管・荷役等)と運輸部門(国内輸送)、国際貨物事業は通関部門と梱包部門、不動産賃貸事業は物流用途以外の不動産賃貸から成り立っています。

国内物流事業の倉庫部門では、多品種の取扱いをおこなっていますが、取扱い貨物で一番多い品目は繊維工業品であり、二番目に多い品目は化学工業品です。当社は京都を発祥とし、繊維業界とのお付き合いが強く、繊維を扱う会社とともに規模の拡大をおこなってきました。また、繊維業のお客様が主軸を繊維から化学工業品等へシフトされるとともに、当社も取扱いの幅を広げてきました。最近では、ますます化学工業品等の原料の取扱いが増加しています。今後は、機械・電子部品の原料の取扱いや、食料加工品の取扱い等に注力し、拡大を図っています。

国内物流事業の運輸部門では、当社グループ子会社のトラック便だけでなく、多くの運送会社と親密な関係を構築して、運送の手配をおこなっており、ジャストインタイムでどこへでも貨物を届けます。また、非常時には災害支援物資を止めることなく、必要な物を必要な場所へ届けます。日常も非日常も世の中を支え、私たちの生活の一日一日の新たな『未来』に貢献しています。

国際貨物事業では、「AEO」authorized economic operatorsを取得しており、東京・大阪の事務所で、北海道から沖縄まで、国内の全ての港で通関をおこなうことができます。通関業では、お客様のご依頼により輸出入手続きをおこなうとともに、船便・ドレージの手配等をおこないます。梱包業では、輸出貨物の最適な梱包方法をお客様にご提案し、木箱や強化段ボールを使った梱包をおこないます。倉庫会社で組織内に「梱包」の部隊がいることは特徴的であり、当社の強みでもある“一貫物流”を可能にしています。高い技術力を持った梱包専門部隊が大型の機械などの梱包をおこない、お客様が抱えられる一連の物流課題をトータルでサポートします。

不動産賃貸事業では、京都梅小路(京都市下京区)の本社隣接地に和を基調とした外観のホテル「京都梅小路 花伝抄」と飲食店の入った商業施設「COJICCO(賑わい施設)」を建て、京都観光にいらっしゃる方々や地域の方々をお待ちしています(運営は株式会社共立メンテナンス)。

当社では、成長産業とされる分野の貨物の取扱いやサプライチェーンへの参画、循環型ビジネス分野の更なる強化を図っており、とくに、循環型ビジネス分野では、廃棄ペットボトルの調達物流から、リサイクルペットボトルの原料に生まれ変わったフレークやペレットの製品物流までを取扱うなど、物流事業を通じて循環型社会の実現に参画しサステナビリティの取組みに貢献しています。

絶えず変化する外部経営環境に柔軟に対応しながら、新たな課題に果敢に挑み続ける経営を土台として支えるのが、ガバナンス(企業統治)であり、内部統制(コンプライアンス)です。ガバナンスとコンプライアンスがうまく機能することで組織はリスクの低減が図られ、ステークホルダー(顧客・取引先・株主など)からの信頼を得ることができると考えています。また、経営の透明性を保ち、公平で、多様な従業員が活躍できる組織風土は、会社全体に活力をもたらし、企業競争力の向上につながるものと考えています。

当社は、取締役会における議論の活性化や公益通報制度の充実など様々な社内制度改革を実施しておりますが、まだまだ不十分なところもあると思います。今後も引き続き谷口先生(および事務所の皆様)のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等に呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



令和8年4月1日から施行・令和6年家族法改正について

弁護士 山崎 悠

第1 はじめに

令和6年5月17日に成立した、民法の家族法分野を中心とする改正法が、いよいよ令和8年4月1日から施行されます。

報道等によりご存じの方も多いと思われませんが、離婚する際に共同親権を選択することができるようになるなど、家族法の根幹にかかわる重要な改正であり、改正される範囲も多岐にわたります。

本稿では、実務上の影響が大きいと考えられる改正内容を中心に、①施行前と施行後で何が変わるか、②どのような点に注意が必要か、という点について述べたいと思います。(なお、改正内容を全て網羅するものではありません。予めご了承ください。)

第2 選択的共同親権の導入

1 何が変わるか？

(1)改正前

未成年の子がいる両親が離婚する場合には、両親のいずれか一方を親権者に指定する

ことが必要でした。

また、離婚時に必ず親権者を指定するとされており、親権者を決めずに離婚することはできませんでした。

(2)改正後

ア 離婚時の親権者の指定

未成年の子がいる両親が離婚する場合には、両親のいずれか一方を親権者とする(単独親権)か、双方を親権者とする(共同親権)かを、選択することが可能になります。

両親の間の協議で親権者が決められない場合には、裁判所が単独親権とするか、共同親権とするかを決定することになります。

裁判所が親権者を指定する際、①過去に虐待があるなど、父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがある場合や、②DV等の事情により父母が共同して親権を行うことが困難である場合には、必ず、単独親権としなければならないと定められました。

このような事情が存在しない場合には、裁判所は、父母と子との関係や父と母との関係等を総合的に考慮して、単独親権とするか、共同親権とするかを判断することになります。

イ 共同親権下での親権の行使方法・親権行使者の指定

婚姻中(離婚前)は共同親権となりますが、上記アの改正に伴い、婚姻中だけでなく、離婚成立後も、共同親権となる場合が生じます。

そこで、今回の改正により、共同親権下(ここでは、婚姻中、離婚後に共同親権となった場合の両方を含みます。)において、子に関する「日常の行為」については父母一方が決定できることや、それ以外の行為については、「急迫の事情」がない限り、父母が共同して決定すべきことが明らかにされました。

さらに、共同親権下で、父母が共同して決定すべき事項について父母の協議が調わない場合には、家庭裁判所は、父母のいずれか一方を、その事項に関する親権行使者に指定することができるという制度も新たに設けられました。

ウ 親権の指定と離婚の届出

改正後は、親権者が定まっていない状態であっても、家庭裁判所に親権者指定の調停又は審判の申し立てをすることを条件として、離婚の届出ができるようになります。

実際の手続は、①家庭裁判所に親権者指定の調停又は審判の申し立て、事件が係属していることの証明書を発行してもらい、②その証明書とともに離婚の届出を行い、③その後、離婚の事実が反映された戸籍謄本等を裁判所に提出する、という流れになります。

なお、③が必要である理由は、家事事件手続法において、家庭裁判所は審判の手続において、申立人に対して相当の期間を定めて離婚したことを証する文書の提出を命ずることができ、申立人がこれに従わない

場合は申立てを却下することができると規定されているためです。

(3)「日常の行為」とは

先ほど述べたとおり、共同親権であっても、子に関する「日常の行為」については、父母一方が決定することができます。この「日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものをいうとされています。

例えば、子の食事や服装、髪の色、人付き合いなどは「日常の行為」にあたります。また、短期間での観光目的での旅行、心身に重大な影響を与えない医療行為、通常のワクチン接種、習い事、アルバイト許可なども、「日常の行為」にあたると考えられます。

一方、子どもの転居、進学先の決定、心身に重大な影響を与える医療行為、口座開設などの財産管理は、「日常の行為」にはあたらないと考えられます。

(4)「急迫の事情」とは

また、「日常の行為」にあたらない場合であっても、「急迫の事情」がある場合には、父母の一方が決定することができます。

「急迫の事情」がある場合として、例えば、DVや虐待からの避難が必要である場合や、子どもに緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合、入学試験の合格発表後に入学手続が迫っているような場合などが挙げられます。

(5)親権者の変更について

改正前に離婚し父母の一方を親権者と定めた場合であっても、改正後、父母双方を共同親権者とするように、親権者の変更を申し立てることができます。

また、改正後に離婚した父母において、共同親権から単独親権への親権者変更や、単独親権から共同親権への親権者変更もできるようになります。

2 どのような点に注意が必要か？

(1) 共同親権が「原則」ではない

法改正に伴い、「共同親権」という言葉が独り歩きし、改正後は「原則として共同親権になる」と思われる方もおられるかもしれませんが、あくまで共同親権も選択肢として加わるにすぎず、原則として共同親権になるわけではありません。

離婚時に単独親権とするか共同親権とするかの選択は、まずは夫婦の協議に委ねられますが、協議が調わない場合には家庭裁判所が判断します。その判断においては、単独親権とすべき事由がないかや、事情を総合的に考慮して、共同親権と単独親権のいずれの形態にすることが子の利益に資するかという点が吟味されることとなります。

このように、改正法は、単独親権・共同親権について、いずれかを原則とするという立場をとっておらず、当事者の判断や個別の事情を踏まえた裁判所の判断に委ねています。

(2) 婚姻中も共同親権の規律が適用される

離婚後に単独親権とするか共同親権とするか、という点に注目が集まりがちですが、改正法の親権の共同行使に関する規定は、婚姻中の父母にも適用されます。

したがって、子どもの監護や教育に関して、「日常の行為」にあたらぬ重要な事項の決定について、「急迫の事情」も見当たらない場合には、父母双方が決定することになります。

父母の関係性が良好であれば問題が生じることは想定し難いと思われませんが、例えば別居している父母において、その一方が他方の承諾を得ることなく決定した場合には、他方の親権の行使を阻害している等として、トラブルが生じる可能性があります。

これまででは、離婚に先立って、一方の親が他方親の同意や承諾なく子どもを連れて別居するということが珍しくありませんでしたが、子どもとともに別居する行為は、子ども

の「居所の決定」にあたります。このような居所の決定は「日常の行為」にあたらぬ、また、DVや虐待からの避難といった「急迫の事情」もない場合、本来は父母が共同で決定する必要があります。したがって、改正後においては、こうした一方的な別居が、親権の共同行使との関係で問題となる場面が増えるのではないかと推測されます。

なお、先ほど述べたとおり、父母の意見が対立する場合には、裁判所に対し、父母の一方を、その事項に関する親権行使者に指定するよう申し立てることが可能です。

(3) 親権はあくまで「子の利益」のために行使すべきもの

「共同親権」という言葉からすると、子どもに関する事項に関し、自らの「権利」を主張できるという風に思われるかもしれませんが、今回の法改正により、親権は「子の利益のために」行使すべきことが明記されました。

したがって、先ほどのように、本来父母が共同で決定すべき事項を、その一方が決定したような場合においても、それが法的に見て問題であるといえるかは、子の利益に反するか否かという視点も踏まえて判断されることになると思われます。

権利侵害だと訴えたとしても、子の利益に反しないと解される場合には、そのような主張が認められない可能性もありますので、注意が必要です。

(4) 監護者の指定について

これまで、離婚する前に、別居した父母の一方が、子について自らを監護者に指定するよう裁判所に申し立てた場合には、裁判所は、いずれか一方を監護者に指定するという運用がなされてきました。このような申立てがなされていた理由は、裁判所によって監護者に指定されると、その子の身上監護や教育等、監護に関する事項について、他方親の関与なく決定することができるようになるからです。

しかしながら、父母の一方が監護者に指定されると、監護者に指定された親は、子に関して、監護・教育に関する包括的・優先的な決定権を有するようになる一方で、監護者に指定されなかった他方親はそれらの決定権を失うことになります。

ところで、今回の法改正により、共同親権の行使にあたって父母の意見が対立した場合には、対立する事項について、いずれか一方を親権行使者に指定するという制度(特定事項に係る親権行使者指定制度)が新設されました。したがって、改正法は、個別の事項に関して父母間の意見対立が生じた場合には、まずは、この制度によって解決を図ることを想定していると考えられます。

こうした制度設計の下では、これまでのように、父母の一方を監護者に指定することによって、一方の親に対して、子に関する包括的・優先的な決定権を与えることが「行き過ぎ」になるような場合もあり得ます。

したがって、今後は、父母一方から監護者を指定する申立てがなされたとしても、従前のように原則的に一方を監護者に指定するのではなく、父母の一方を本当に監護者として指定する必要があるか、また、そうすることが相当といえるかが慎重に吟味されることになると思われます。

(5)離婚時に共同親権を選択した場合の子の氏の変更について

離婚に伴い、新たな戸籍を編成するか、旧戸籍に戻った親が、子どもを自らの戸籍に移すためには、家庭裁判所に子の氏の変更許可審判を申し立て、家庭裁判所の許可を得ることが必要です。

これまでは、離婚後、子の親権者になれば、他方親の同意を得ることなく、子の氏の変更許可審判を申し立てることが可能でした。

しかしながら、改正後、離婚に伴い共同親権となった場合、子の氏の変更は「日常の行為」にあたらないため、他方の親の同意がな

ければ、子の氏の変更許可の申し立てができないことになります。

したがって、子の戸籍を移すことを予定している場合には、子の氏の変更について他方親も協力することを予め合意しておくか、調停等の手続であれば、子の氏の変更について自らを親権行使者に指定することを合意しておく等の対応が必要となります。なお、親権行使者は、家庭裁判所の調停又は審判により指定しなければならず、当事者間で合意しただけでは(たとえ公正証書による合意であっても)効力を持たないことにも注意が必要です。

第3 監護の分掌

1 何がどう変わるか?

(1)改正前

前述のとおり、子の監護者として父母の一方を指定することは改正前でも可能でしたが、子を監護する期間を父母で分担したり、監護権に含まれる様々な事項について、個別に父母のどちらが担当するかを決定するといった、細やかな調整はできませんでした。

(2)改正後

法改正により、子を監護する期間を父母で分担することを取り決めること(「期間の分掌」といいます。例えば「平日は母と過ごし、休日は父と過ごす」といったことを取り決める場合です。)や、監護権に含まれる事項について、父母のいずれが担当するかを、個別具体的に定めること(「事項の分掌」といいます。例えば「子の居所については母が決め、子の教育に関する事項は父が決める」といったことを取り決める場合です。)も可能になります。

2 どのような点に注意が必要か?

期間の分掌は、父母が一定の期間ごとに子を交代で監護するものであるため、父母が緊密に協力できる関係性を築くことができることが前提になります。また、事項の分掌につ

いても、父母間での一定の協力関係が必要で
す。

上記のいずれについても、共同親権とする
場合に求められる父母間の協力関係と同等か
それ以上の関係性がなければ、子どもの利益
の観点から、実現は困難であると考えられま
す。

したがって、実際に監護の分掌をなしうる
のは、離婚後も父母間で共同親権とすること
が合意でき、なおかつ、期間の分掌や事項の
分掌のために、父母間で協力する関係性を維
持・継続できるような場合に限られるように
思われます。

第4 養育費

1 何がどう変わるか

(1)改正前

当事者間において養育費の金額が合意され
るか、判決や審判により養育費の具体的な金
額が定められない限り、養育費を請求するこ
とはできませんでした。

また、養育費について不払いがあった際に、
裁判所等を通じた手続(調停や審判、訴訟な
ど)によって養育費が定められた場合は別と
して、こうした手続を経ずに当事者間で養育
費の支払いを合意した場合には、強制執行に
服する旨の文言が付された公正証書(執行認
諾文言付公正証書)を作成しない限り、直ち
に義務者の財産や給与等を差し押さえること
はできませんでした。

さらに、義務者の財産や給与等を差し押さ
えようとしても、義務者の財産や勤務先が分
からない場合には、先立って財産開示や第三
者への情報開示を行い、その後、改めて差押
命令を申し立てなければならず、権利者に
とって大きな負担になっていました。

こうした背景により、令和3年度の調査に
よれば、養育費の受給率が、母子世帯におい
ては28.1%、父子世帯では8.7%に留まるな
ど、養育費の履行が十分になされていないと
いう実情が存在しました。

(2)改正後

ア 法定養育費

当事者間において養育費の取り決めがな
されていない場合であっても、離婚から養
育費の取り決めがなされるまでの当面の
間、一定額の養育費を請求することができ
るようになりました。これを法定養育費と
いいます。

法定養育費の金額は、子1人あたり月額
2万円です。

イ 先取特権の付与

また、改正法により、養育費債権(法定
養育費を含む)に対し、子1人あたり8万
円までの範囲で先取特権が付与されること
になりました。

これにより、先取特権が及ぶ範囲におい
ては、裁判所などの手続を経ず当事者間で
養育費を合意した場合でも、公正証書を作
成することなく、直ちに義務者の財産や給
与等を差し押さえることができるようにな
ります。

ウ 民事執行手続のワンストップ化

義務者について、財産開示や、給与債権
に係る第三者からの情報取得の申し立てを
することにより、同時に、開示された給与
債権や、第三者から提供された給与債権に
ついて差押命令の申し立てをしたものとみ
なされることになりました。

これにより、財産開示や情報取得手続と、
差押命令とを別々に申し立てる必要はな
くなり、権利者の負担が軽減されます。

2 どのような点に注意が必要か?

(1)法定養育費が発生するのは改正法の施行 後に離婚した場合に限られる

法定養育費が発生するのは、改正法の施行
後に離婚した場合に限られます。

改正法施行前に離婚している場合には、養
育費を取り決めていなかったとしても、法定
養育費は請求できません。

(2)法定養育費はあくまで暫定的なもの

また、前述のとおり、法定養育費は、あくまで当事者間で養育費が取り決められるまでの間の暫定的なものであり、その金額も、子1人あたり2万円とかなりと低廉です。

したがって、法定養育費が請求できるようになるとしても、やはり当事者間できちんと養育費を合意しておくことが望ましいです。

(3)改正法の施行前に発生する養育費には先取特権は付与されない

また、改正法の施行前に当事者間で養育費を合意していたとしても、施行前に発生した養育費に対しては、先取特権が付与されません。

したがって、施行前に取り決めた養育費の不払いが継続している場合、施行後に生ずる養育費については、先取特権を行使し差押え等ができますが、施行前に生じた養育費については先取特権を行使できないことに注意が必要です。

(4)先取特権の範囲を超える養育費を合意する場合は注意

また、先ほど述べたとおり、先取特権が付与される範囲は、子1人あたり月額8万円までです。

養育費の月額がこの金額を超える場合には、先取特権のみではカバーできないため、先取特権が付与されない範囲の養育費債権に基づいて、直ちに義務者の財産や給与等を差し押さえるためには、従来通り、執行認諾文のある公正証書において合意するか、裁判所等を通じた手続によって取り決めておく必要があります。

(5)「担保権の存在を証する文書」とは

先取特権による担保権の実行を行う場合、「担保権の存在を証する文書」が必要になります。

この「担保権の存在を証する文書」は、必ずしも1通の書面である必要はなく、例えば、

父母が離婚するに際しての手紙や電子メール、LINEなどによって養育費の合意を証明することも考えられます。

しかしながら、当事者間で、定期的な金銭の支払いに関するやりとりがなされ、合意に至った形跡が認められるものの、その性質が財産分与としての支払いなのか、養育費としての支払いなのか、双方の趣旨を含むものなのか、判然としないような場合には、「担保権の存在を証する」と認められない可能性があります。

したがって、合意にあたっては、少なくとも、養育費として子1人あたりいくらかを払うのかという点を明確にしておく必要があります。

第5 親子交流

1 何がどう変わるか

(1)改正前

別居する親と子との交流については「面会交流」と呼称されていました。

また、その交流の主体は父母に限定され、父母以外の親族(祖父母等)と子との交流は認められていませんでした。

(2)改正後

従前においても「面会交流」の在り方として、直接、子が別居する親と面会する方法(直接交流)のほかに、オンラインでの交流や、プレゼント・手紙を送付するなどの方法による交流(間接交流)など、様々な方法がみとめられてきましたが、「面会交流」という用語は、子と直接会う方法に限定されるような印象を与えることなどの理由から、改正法下では「親子交流」という呼称に改められることになりました。

また、父母以外の祖父母等の親族についても、一定の要件の下、子と交流することが認められました。

2 どのような点に注意が必要か

(1) 父母以外の親族と子との交流の申立権者

上記のとおり、改正法下では、父母以外の親族と子との交流も、後述する要件の下で認められることとなりますが、そのような交流について、申立権を有するのは、原則として父母とされており、例外的に、父母が死亡していたり、行方不明であるなど、父母間の協議や、父母自身による申立てが困難な場合に限られるとされています。

また、対象となる子の直系尊属や子の兄弟姉妹以外の親族が申立人となることができるのは、上記に加えて、過去に子を監護していた実績があるものに限られると規定されています。

(2) 「子の利益のために特に必要がある」とき

また、父母以外の親族と子との交流の可否について当事者間で合意に至らず、家庭裁判所がその可否を判断する場合において、交流が認められるためには「子の利益のために特に必要がある」ときに限られます。

したがって、父母以外の親族と子との交流の可否について当事者の意見が対立する場合には、裁判所によってかかる交流が認められるのは、子と父母以外の親族との間に、親子関係に準じるような親密な関係が形成されるなど、子の利益のために特に交流を認める必要があると判断するに足りる事情がある場合に限られることとなります。

このように、父母以外の親族と子との交流を認める要件はかなり厳しく、容易に認められるものでないことに注意が必要です。

第6 おわりに

今回の法改正は、その内容が多岐にわたるのみならず、従来の家事実務の感覚と少なからず乖離する部分も含んでおり、全体として相当複雑な制度設計であるとの印象を受けます。

父母のいずれかを親権者に指定する従来の制度下では、結論について当初からある程度具体的な見通しを立てやすく、紛争が長期化・煩雑化するリスクを踏まえ、父母間で親権を巡る争いが顕在化しないまま離婚に至る事例も一定数存在していたと考えられます。

これに対し、今般の法改正により共同親権という選択肢が新たに加わったことにより、終局的な結論の見通しは従来より不透明になると見込まれます。加えて、単独親権は困難であっても共同親権であれば認めてもらえるのではないかといった期待感も相まって、親権を巡る紛争が相当程度増加する可能性があります。その結果、家庭裁判所に係属する事件の審理が長期化し、それに伴い、裁判官、家事調停委員、家庭裁判所調査官等の負担が一層増加することが予想されます。こうした状況の下で、家庭裁判所が従来と同様に十分な機能を果たしうるのかが懸念されるところです。

さらに、今回の改正では「子の利益」が重要な理念として掲げられていますが、その運用いかんによっては、父母間の紛争がかえって長期化・熾烈化し、その影響が子に及ぶおそれも否定できません。とりわけ、高葛藤状況の中で子が表面化しにくい心理的負担を抱える事態が生じないかという点について、十分な配慮が求められます。

本改正が家事実務に及ぼす影響を現時点的確に見通すことは容易ではありませんが、今後、法律実務家に求められる役割と責任が一層大きくなることは疑いありません。

改正法が掲げる「子の利益」が具体的な実務の場面において適切に実現されるよう、今後の動向を注視しつつ、引き続き研鑽を重ねていきたいと思えます。

(了)

第2（選択的共同親権の導入）・1（何がどう変わるか?）・(2)（改正後）・ウ（親権の指定と離婚の届出）の第2段落において、「実際の手続は、① 家庭裁判所に親権者指定の調停又は審判の申し立て、事件が係属していることの証明書を発行してもらい、② その証明書とともに離婚の届出を行い、③ その後、離婚の事実が反映された戸籍謄本等を裁判所に提出する、という流れになります。」と記載しておりますが、法務省の発表によれば、上記①及び②について、「事件が係属していることの証明書」は不要となるようですので、その点につき、訂正いたします。

はじめまして

弁護士 村川美智子

はじめまして。2025年10月6日に入所した村川美智子といたします。

私は、福岡出身福岡育ち、生粋の博多っ子です。「自宅から通える国立大学に行って」と言われ、素直で物分かりが良かった私は、あてはまる唯一の大学だった九州大学法学部に入学しました。

アルバイトに明け暮れた教養学部時代から専門課程に上がる際、「刑法、教授厳しいらしいよ」という噂を耳にし、刑法が必須科目ではなかった政治学科に進学した私でしたが、どうやらそんな理由で選んでいい学科ではなく、周囲の学生の政治に対する熱量に臆し、法律学科に転科して刑法の単位を取得し、無事大学を卒業しました。

大学卒業直前まで司法試験とは無縁だった私ですが、弁護士を志すきっかけとなる出来事があり、遅ればせながら受験勉強を始め、司法試験合格後は、司法修習生として、ここ京都で人生初の一人暮らしを満喫することができました。

当時、実務修習期間がちょうど1年間だったため、京都という地で1年間の四季を過ごした私は、「1度京都に住んでみたかった」という夢がない、満足して修習を終え、その後は、全国を転々とする検事に任官しました。

ちょうど「HERO」が大ヒットした頃だったため、修習先の事務員さんから、「キムタクに影響されて検事になったでしょ」と、疑惑の目を向けられることもありましたが、決してそういう理由ではなく、実務修習を経て、「真相を解明したい」、「被害者、被疑者・被告人のために役に立ちたい」と感じたことから、検事として法曹の一步を踏み出すことにしました。

任官後、大阪、佐賀、福岡で勤務し、配偶者の在外研究のため、検事を辞職して渡米したこともありましたが、帰国後、再度検事に

任官し、令和7年9月末まで、広島、大阪、京都などで勤務しました。

帰国後に再度任官したくらい、私にとって検事の仕事はとてもやりがいを感じるものでしたが、23年間の検事人生の中で、自分自身のライフステージ、ライフスタイルが変化し、また、私自身の考え方も変化していき、このまま検事を続けていくかどうか、弁護士として新たな道に進もうか、悩むようになりました。

そんな折、当事務所のことを知り、所長とお会いし、お話しさせていただく中で、弁護士として、法曹の道を歩み続けようとするに至り、令和7年10月、当事務所に入所させていただくことになりました。

入所当日まで弁護士登録が完了しているかわからず、法曹の道は行き止まりなのか？と不安に満ち満ちて初出勤の日を迎えましたが、所長をはじめ、弁護士、事務局の皆様を迎えられ、午後には無事弁護士登録もできたと連絡を受けました。

弁護士としての仕事は、問題点もさることながら、その解決策や方向性も多様であり、弁護士としての引き出しが空っぽだった私にとっては、何もかもはじめてのことばかりで、毎日悪戦苦闘しています。

それでも、様々な立場の人から、丁寧に話を聴いたり、時には現場に足を運び、自分の目で事件を丁寧に検討したりしてきた長年の検事経験は活かしているのではないかなと感じることもあり、少しずつではありますが、手応えのようなものを感じることも増えてきました。

今後も、新しいことを積極的に学び、経験しながら、弁護士としての中身の詰まった引き出しをどんどん増やし、幅広い仕事ができるようになっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

5 条弁護士としての価値を提供する

弁護士 大谷 尚

1 はじめに

谷口総合法律事務所鯖江支所所属弁護士の
大谷尚(おおたにひさし)と申します。

神戸大学法科大学院を修了後、司法試験に合格しました(2014年：68期相当)。その後は司法修習を受けず約10年間の裁判所での勤務を経て、昨年2月から鯖江支所事務員としてお世話になりながら、8月から9月にかけて弁護士法5条に基づく弁護士資格認定制度の研修を受けました。そして、本年2月19日、弁護士登録となった次第です。

2 弁護士資格認定制度

この制度について聞きなじみのない方もいるかもしれません。この制度は、司法試験に合格した後に司法修習を終了した者に対して弁護士資格が付与されることの特例として、法務大臣の認定を受けた者に対して弁護士資格が付与される制度です。司法試験合格者であればだれでも受けられるものではなく、簡易裁判所判事、国会議員、大学教授、企業法務、公務員、特任検事等の一定の職務経験を持つ者が定められた研修を受けることで法務大臣の認定を受けることができます。つまり、一定の職務経験を有していることによる「法廷活動以外の実務」に精通した弁護士を養成しようという趣旨から創設された制度であるということができます。

私の実務経験は、上記のとおり裁判所でした。事務官として2年、裁判所書記官として約7年執務し、裁判官の指示の下で訴訟手続のマネジメントを主に行ってきました。訴訟手続がどのように処理されているのか、裁判官はどのように訴訟記録を見ているのかなどの実務に触れてきました。ちなみに、私の書記官としての初任地は福井地方裁判所武生支部で、佐藤先生に育てていただいた側面は大きく、非常に信頼できる先生という印象を持っていました。

さて、弁護士にとって裁判所は敵ではなく司法を支える存在です。裁判所が適切に法的判断をすることができるよう、依頼者の経験した事実について、法廷活動を通じて通訳することが弁護士には求められていると考えています。その意味で、私は一定の裁判所言語を身に着けている者ということができるかもしれません。円滑に書面が処理され、裁判官



に適切に情報を見てもらうためにはどうすればいいかといった内部視点をもって権利実現のサポートをしていく所存です。

3 これからは弁護士として

昨年の本誌で「法律の専門家として依頼者に変化をもたらす存在」となることを信念としていくと書きました。約1年事務員として執務してきたからこそ「変化」に向き合いたいと思えるようになっていきます。

交通事故、貸金、相続、賃貸、雇用、債務整理等様々な法律問題を佐藤先生の横で見してきました。相談で終わるものはネクストステップが分かったり法的な状況整理が出来たりすることを通じて、代理人として活動する場合は自身の活動を通じた結果を通じて、依頼者の方は変化をしていきます。

望む通りの結果や助言があればいいですが、望まぬ結果が出るという意味での変化もあるということであらためて感じました。いわゆる「泣き寝入りですか」の反応が典型でしょうか。しかし、この変化をもたらすことができるのは弁護士だけだからこそ、その職業的な価値は大きいのだと思います。

最後に、弁護士としてはまだまだ未熟でございます。事務所の先生方や事務員の皆様とともに、一人の弁護士として、目の前の依頼者に起こる変化に対する責任を忘れず日々精進していく所存です。皆様、何卒よろしくお願いたします。

AI時代の弁護士の価値とは

弁護士 大谷 尚

・はじめに

私は、当事務所の弁護士として日々の法律実務に携わるとともに、株式会社フクイト (<https://fukuito-inc.com/#ol-section-voice>) の取締役も務めております。同社は人・地域・未来をつないで100年後の福井を創造したいという願いのもと、高校の同級生が立ち上げた会社です。法律の傍らでAI導入支援事業を行う会社をサポートしています。

近年、AI技術は急速に進化し、社会や企業活動の在り方を大きく変えつつあります。この技術は単なる効率化の手段ではなく、人が本来注力すべき価値創出領域へ時間と資源を振り向けるための基盤であると考えています。

・弁護士業務とAI

司法試験合格水準の回答をAIが出したというニュースをご存じの方はいるでしょうか。弁護士業界においてもAIの活用は重要なテーマです。判例や文献の調査、論点整理、書面作成の補助など、適切に活用することで業務の質と速度を高めることが可能になります。一方で、ハルシネーション(誤情報生成)や情報管理、セキュリティといった課題が存在することも事実です。

しかし、これらはAIを排除する理由ではありません。重要なのは、技術の特性を理解し、統制し、適切な枠組みのもとで活用することです。専門職としての責任を前提に、慎重かつ合理的に取り入れる姿勢が求められます。

AIが担える領域が広がり、弁護士不要論を唱えるような声もありますが、確実に生き残る領域があります。依頼者の状況を丁寧に聴き取り、事案の背景を構造化し、将来のリス

スクを見通して最適な解決策を提示すること、すなわち「人」に向き合うことです。また、微妙なニュアンスや空気を見定めた上で、高度な意思決定や交渉、戦略設計こそが弁護士の非代替的価値となります。

そして、当事務所には豊富な非代替的価値としてのナレッジの蓄積があります。AI時代における差別化の鍵はこのナレッジなのです。同じツールを用いても、そこに蓄積された経験や判断基準がなければ、質の高い成果には結びつきません。当事務所には、長年の歴史があります。そこで蓄積されたナレッジを基盤として、テクノロジーを価値へと転換してまいります。

・最後に

AIを過度に恐れることも、無批判に受け入れることもすべきではありません。正しく恐れ、責任ある専門家の立場として正しく活用する。その姿勢のもと、伝統と革新を両立させながら、より上質で持続可能なリーガルサービスを提供してまいります。

私自身、皆様の信頼に応えるパートナーとなれるよう、当事務所のナレッジの蓄積の担い手となれるようこれからも研鑽を重ねてまいります。

また、AI活用についてご不安がございましたらお気軽にお声掛けください。



はじめまして

事務局 西浦 由惟

はじめまして。

2026年2月からお世話になっております、西浦由惟と申します。

私の生い立ちを少しだけご紹介させていただきます。私は、京都府南部の『精華町』というとても辺鄙だけど空が広くて空気の綺麗な、比較的新しい街で生まれ育ちました。同級生は軒並み就職を機に都会に出たと言うのに、なんだかんだ大好きなこの街を離れられず気づけば25才が終わろうとしています(ほんのちょっとだけ焦ってます)。

私は3人兄弟の末っ子で、8つ上に兄、11才上に姉がいます。2人とも私が中学生くらいの時には結婚をして家を出たので、年に数回しか会わない親戚の人くらいの距離感ですが、今でも何かと気にかけて連絡をくれたりして、そう言えば喧嘩した記憶はないし可愛がってもらっていたんだなぁとこの歳になって実感しています。ちなみに甥・姪はいません。

そんな姉がピアノを、兄がギターを弾いていたのをきっかけに、思えば物心がつくずっと前から音楽に触れて育ちました。3才くらいから姉に倣ってピアノを始め、珍しく私の出身小学校には吹奏楽部があったので、クラブ活動が始まる4年生から大学を卒業するまで13年間、吹奏楽に打ち込みました。小学校ではパーカッション(打楽器)、中学校以降はホルン(カタツムリみたいな金管楽器)を担当しました。13年間通して比較的「強豪」と言われる学校・団体に所属しており、振り返るとどうしても「楽しかった」よりも「必死だった」と言う記憶が蘇ってしまいましたが、あまりに充実した幸せな学生時代だったなと感じます。社会人になってからはなかなか定期的な休みが取れず少し離れていましたが、時々出身校のOGとして演奏会やコンクール

に参加したり、社会人の音楽仲間とバンドを組んでみたりと、今は趣味程度に音楽を楽しんでいます。

ずっと音楽ばかりの学生時代でしたが、高校三年生のときに見たニュースをきっかけに法律に興味を持ち始め、大学は法学部を選択しました。法学部での学習は私にとって本当に難しく、選択する学部を間違えたと何度も後悔しましたが、社会に出てからの数年、やはり何事も根底に法律があること、法律が自身を守る武器にも盾にもなることを感じ、今になってもっと法律の勉強をしたい、法律に関わって仕事がしたいと感じるようになりました。前職でも法律事務所の事務員として務めました。分業制の事務所だったため法律事務については初心者も同然です…。そんな私ですが、皆様が本当に暖かく迎えてくださり、事務所報を書いている今はまだ入所数日ですが、驚くほど毎日楽しくお仕事をさせていただいております。本当にまだまだ、事務員としてどころか社会人としても未熟者ですが、一日でも早く戦力となるよう精一杯頑張りますので、これからよろしく願いいたします。

頂上作戦から10年（2）

弁護士 天野 和生

1 内示、そして着任

(1)平成25年(2013年)2月、私は、高松高検検事長から福岡地検小倉支部長への異動の内示を受けました。

私としては、高松高検公安部長という将来のない閑職から、前回お話ししたキャリアを評価してもらい、検事という職の一丁目一番地である一般市民の安全確保の最前線指揮官に抜擢されるのですから、正に死地を得たという思いがあり、心に期するものがありました。

しかし、小倉支部長というポジションは、自分の身のみならず、下手をすると家族の身にも不測の事態が及ぶ可能性を否定できないポジションでした。

そこで、その週末、大阪の自宅に戻り、この異動とそれに伴う自分の覚悟その他諸々を妻子に伝えることにしました。

私は、家族が動揺しないように、夕食後の気分が落ち着いた頃合いを見計らって、「実は、4月に、福岡地検小倉支部長に異動することになったわ。昇進という意味では間違いなく昇進で、この次は検事正になるやろ。」「しかし、小倉と言うたら、知ってると思うけど、暴力団の工藤會が、カタギの一般市民を付け狙って殺したり、経営者が暴走運動をしてるクラブに手榴弾を投げ込んだり、工藤會を担当していた福岡県警の元警部を射殺しようとしたり、マシンガンやロケットランチャーを隠匿したりして、もはや暴力団やうてテロ組織や。それを潰すのが僕の使命やと言われた。」「せやから、小倉支部長は、危険なポジションであることも間違いない。○○さんから『血を流すポジションを用意してる』と言われた。」「工藤會をぶっ潰したい。そのために、俺は、自分にやれるだけのことは全力でやるつもりや。そうなると、ひょっとしたら無事ではおれんかもしれん。万一俺が殺されたときは、すまんけど許してくれ。」「そして、君らも狙われるかもしれんから、俺が小倉支部長になったら、身の回りに気を付けてくれよ。」と福岡地検小倉支部長

への異動がどういう意味を持つかを説明しました。

すると、妻は、「あなたの性分やから、やるというたら後には引けへんやろけど、自分から危ないことを買うて出るようなことはせんといてね。」と、私の身を心配してくれました。

また、当時、高校生だった息子は、「もしお父さんがそういうことになったら、俺は、そういう父親を持ったことを誇りに思う。」と言ってくれました。

この息子の言葉を聞いたときは、育て方を間違わなかったと、思わず涙ぐんでしまいました。
(2)平成25年3月、私は、新任開けの佐賀地検時代に参考人の事情聴取で訪れて以来、約26年ぶりに事務引継ぎのため福岡地検小倉支部を訪れました。

26年ぶりの小倉は、26年前とは異なり一種異様な雰囲気のある街に変貌しているように感じられました。

何というか、当時人口約100万人の大都会であるにもかかわらず、新築のビルがほとんど無く、薄汚れた感じの古いビルが建ち並び、幹線道路でも分離帯等に雑草が生い茂っており、全体として活気が無く落ち目で寂れて行きつつある外見に加え、修羅の街と呼ばれる街だという予断を持っていたからかもしれませんが、街にいわゆる瘴気が満ちていて、何ともしれないどんよりとした空気が流れているように思われたのでした。

現小倉支部長に官舎も案内してもらいましたが、団地の官舎群の前に、道路を挟んで葬儀会館があり、何だか陰気な雰囲気で、これまた嫌な感じでした。

現支部長からは、工藤會対策に関する具体的な事務引継ぎは無く、私は、全ては着任してからだ、という思いを新たにしたのでした。

(3)こうして私は、平成25年4月10日付けで福岡地検小倉支部長への異動辞令の交付を受け、その日のうちに、山陽新幹線で小倉に向かい、無事に小倉支部に着任し、福岡地検本庁と福岡高検への着任挨拶も済ませました。

ところが、その日の18時のNHKニュースを見て、当日、小倉駅の新幹線口の植え込みから、中身が空洞の手榴弾の外殻が発見されたことを知りました。

「ええっ～！！ でも、まさかなあ。」という思いがよぎりました。

工藤會が福岡県警に深く食い込んでいて、捜査情報等が工藤會に漏れている、というのは北九州市民の常識(?)でしたが、いくら何でも私の着任日時まで知っているはずはない、とは思うものの、でもこれは工藤會の手荒い歓迎(警告)の意思表示ではないか、とも思ってしまうのでした。

さらに、驚愕し、衝撃を受けたのは、翌日、小倉北警察署へ着任挨拶に訪れた際に目にした手榴弾押収1発 情報提供報酬10万円！！というポスターでした。

ここはほんまに日本なんか、日本の中にこんなところあるんか、正に修羅の国や！！と思った次第です。

(4)また、これは通勤するようになってから分かったことですが、官舎から小倉支部までは約3.5キロメートルあり、運転手付きの官用車の送り迎えがあるところ、その車中で、毎日、行き帰りとも、少なくとも2台の、それも警視庁とか長野県警とか大阪府警とか表示のある他都道府県警察のパトカーを見かけるし、警邏中の2人組の制服警官複数組を見かけるのでした。

それもそのはずで、当時、警察庁は、これ以上工藤會が一般市民をターゲットにした殺傷事件を起こすことができないようにと、全国の都道府県警察から北九州市に常時300名体制で警察官(パトカーを含む。)を応援派遣していたのでした。巨額の税金を投入してでも工藤會の動きを封じる必要に迫られていたのです。

(5)それのみならず、福岡県警本部の暴力団対策部長のポストは本来地元採用のノンキャリアのポストですが、この当時は、警察庁から優秀なキャリアの方をこのポストに充てていました。

警察庁は、本気でした。

2 工藤會との戦闘開始へ

(1)地検の検事正や大支部の支部長は、手空きの職員を集めて着任挨拶を行います。いわゆる所信表明演説です。

私は、自分が工藤會潰しのために支部長に任

命されたと思っていること、既に工藤會はカタギに手を出さないというヤクザの建前を自らの金銭欲のためにながり捨て、見境無く一般市民を殺傷するテロ組織と化していること、市民の安全を守ることは検察の一丁目一番地であること、対工藤會作戦の最終目標は総裁の野村悟と会長の田上不美夫を少なくとも無期懲役刑にしてシャバから永久に隔離すること、そのためには、とにかくあらゆる手立てを通じて着実に成果を上げ、工藤會の弱体化を図って本丸である二人に到達することであり、これを職員全員で力を合わせて達成しようという方針を訴えました。

(2)また、私は、福岡県警本部長、暴力団対策部長を始め、各警察署長や北九州市長等の自治体首長への着任挨拶でも、自らの経歴を語り、その経験を生かして本気で工藤會対策に取り組むつもりであることを表明し、警察に対しては、全面的に協力することを約束し、自治体首長に対しては、できる限りの協力をお願いしたのでした。

(3)その一方で、私は、支部長室の雑然と書籍や書類が収納されていた書庫を整理し、漫然と綴じられている書類綴りの中から工藤會関係の説明資料や事件決裁資料を探し出して時系列順に整理し、それらを精読しました。

孫子の兵法どおり、敵のことを知らなければ作戦の立てようがないと考えたからです。

さらに、着任後まもなくして、福岡県警が福岡地検小倉支部の検察官等捜査・公判に携わる者を集めて、工藤會に関するレクチャーを行ってくれました。

その内容は、工藤會の成り立ち・歴史から現在の構成、工藤會組員の犯行と判明している主な事件と工藤會の仕業と判断される未検挙事件のうち、県警が重要事件として重点捜査を実施している13件の殺人事件等(以下「未検挙重要13事件」といいます。)についてのレクチャーと、組本部である工藤會館、工藤會の中核二次団体である田中組事務所、総裁野村悟の自宅豪邸等の実地見学でした。

これらを通じて私が理解したのは、次の3点です。

1点目は、福岡県警では、未検挙重要13事件は、いずれも工藤會の襲撃専門部隊が組織的に行った犯行だと見込んでおり、そのメンバーの目星も付いているが、捜査体制としては、未

検挙重要13事件それぞれに警部を班長とする特捜班が張り付いて捜査に当たっており、13事件全体に横串を刺して総合的かつ網羅的に把握しているのは、建前上も、県警本部長、暴力団対策部長、暴力団対策部副部長、そして北九州市暴力団対策課長の管理職だけで、現場捜査官で13事件全体を把握している者はいないということでした。

2点目は、未検挙重要13事件のうち、かろうじて立件の見込みが無い訳ではないと判断される事件は、2件しかないということでした。2事件とも防犯カメラで銃撃そのものや刃物による刺突行為そのものの犯行状況が録画されてはいるものの、犯人がフルフェイスのヘルメットを被っているので容貌が分からないという難点があるもので、1件は、平成23年に小倉支部管内の北九州市小倉北区で発生した清水建設社員銃撃事件(現在起訴済み)で、もう1件が、平成25年1月に福岡地検本庁管内(小倉支部の管轄ではありません)である博多警察署管内で発生した看護師襲撃事件(頂上作戦で起訴した事件のうちの1件)でした。この2件を除く他の11件は、防犯カメラの録画映像や現場で採取された微物等の客観的証拠も、目撃供述等の有力な第三者の供述証拠もなく、更には後難を恐れて被害者すら捜査に協力せず、満足な被害者供述すら得られていないというような、現状では検察官として手も足も出ない証拠関係でした。

正に捜査は、工藤會の鉄の掟に縛られ口を閉ざした黙秘の工藤會組員と、工藤會からの報復の恐怖に支配された市民の非協力によって、法と証拠に基づかねば戦えない検察としては、突破不能の壁に立ち塞がれている状態だったのです。

3点目は、工藤會がターゲットに選んだ人物を殺害しようとする時の手口に一定の型があるということでした。

これは、私が、被害者の客観的な行動パターン、犯行時刻、現場の状況、具体的な殺害方法及び前記のように工藤會側が防犯カメラの映像等の犯行に関する証拠らしい証拠をほとんど残らないようにしているのではないかと推認されることなどを総合的に考察して、合理的に推認できると考えたことなので、あくまで私見であることをお断りした上で説明します。

工藤會の襲撃専門部隊は、まず被害者の日常

行動につき、いわゆる行動確認(ターゲットがどのような行動パターンをとっているかを尾行等によって把握すること)を綿密に行って、防犯カメラの設置がない逃走経路を含めた襲撃場所や襲撃時刻を選定します。

襲撃実行犯は、フルフェイスのヘルメットに、レーシングスーツのようなつなぎのスーツを着用し、手袋をはめ、ロングブーツを履いて、全身を着衣等で覆って露出部分がないように身繕いし、回転弾倉式の38口径のけん銃を所持して、盗難車のミニバイク等で襲撃場所に行き、物陰に身を潜めて被害者がやって来るのを待ち伏せます。この着衣等は、現場に自身のDNAが付着した微物が落ちないようにするためであり、回転弾倉式けん銃を凶器とするのは、実弾発射後に空薬莖が排出されて現場に残らないようにするためであり、38口径を使用するのは、発射の反動が45口径ほど強くないことから命中率が高いし、殺傷力も高いからだと判断されます。

そして、襲撃実行犯は、待ち伏せ場所に被害者がやって来ると、直ちに被害者に近寄り、その正面の至近距離から、被害者の上半身目掛けてけん銃を3、4発連続発射して、被害者が被弾して倒れるのを見ると、すぐさまミニバイクでその場を立ち去り、あらかじめ決めていた逃走経路を走行して行方をくらますのです。

私は、以上のような手口が工藤會襲撃部隊の襲撃の型であると判断しました。

とすると、平成24年(2012年)12月に、小倉南区で発生した福岡県警の元警部(現役時代は工藤會対策に従事していた。)銃撃事件(頂上作戦で起訴した事件のうちの1件)は、いわゆる未必の殺意による襲撃事件であって、殺害を目的とした事件ではないというのが私の結論でした。元警部銃撃事件では、襲撃実行犯が、歩いている被害者の背後からミニバイクで走行しながら、発射速度は速いが殺傷力は小さい22口径の自動装填式けん銃を数発発射し、被害者の下半身に命中させたという犯行であり、上記で述べた殺害目的の場合の手口と異なる手口だったからです。

そこで、私は、工藤會が元警察官に対してそういう態度なら、現役の検事で、しかも小倉支部長の職にあり、国家権力そのものを具現化している自分が、たとえ襲われることがあっても、重傷を負い身体が不自由になることはあるかもしれないが、よほど不運でない限り、まず命ま

で取られることはないと思い、勝手に一安心したのです。

(4)さて、私は、こうした一応の知見を得て、対工藤會の基本戦略を練りました。

ア まず、未検挙重要13事件だけでなく、工藤會関係の事件については、これまでのように、事件送致になるのを受けのだけで、県警任せにして検察が積極的に関与せず、しかも送致になった事件を特定の検事に集中的に配点するのではなく、通常事件と同じように、手持ち事件の関係でその時余裕のある検事に事件を配点し、県警に捜査を指示するだけで自ら汗をかかず、県警が証拠上の結果を出せなかったら勾留20日間で不起訴にするというやり方では駄目だと考えました。

敵は、工藤會という単一の組織であり、しかも未検挙重要13事件は、襲撃専門部隊という特定の構成員が行った犯行という特質があるが、警察捜査は手詰まりで、このままだと捜査進展の見込みがない状態だということなので、これを打開するには、従来とはがらりと異なった捜査態勢をとらなければならないという認識に達したのです。

そこで、私は、戦う相手の敵も事件も一個と考え、これと戦う検察としては、情報を1か所に集約して管理すべきだし、警察の事件送致を待つという受け身ではなく、事件が送致される前の段階から積極的に捜査に関与し警察を指揮すべきだと考えたのです。

つまり、私は、未検挙重要13事件は、いわば同一の犯人が連続敢行した一連の全体として1個の事件と見なし、これに横串を刺して総合的かつ網羅的に把握することによって、互いが互いの間接証拠となる部分を含んでいる可能性を探るべきだと考えたのです。

そして、それを可能にするには、1名の優秀な検事を未検挙重要13事件全ての主任検事に任命して、情報を一元的に管理し、警察に対する包括的な指揮権を与えるべきだと考えました。

こうした発想が生まれたのは、新任明けの検事2年目から4年目の佐賀地検時代に、自白しか証拠が無く、それに秘密の暴露が含まれているか否かが主要争点であるが、追起訴と公判の途中で認否を二転三転し、最終的に全面否認に転じて、自白の任意性や責任能力を争っている17件の連続放火事件において、

同一犯人だからこそ、犯行時刻や場所の近接性や着火物の同一性等の犯行手口の類似性が有力な状況証拠であることに気付いてそれを立証した公判立会等、それまでに繰り返し経験した同一犯(組織を含む。)による同一罪種の複数犯行の場合には、犯行手口の類似性が認められることが多いという経験からでした。

以上のような考えの下、私は、小倉支部長への異動の際に、「使いにくい、極めて優秀な検事を2名付けるので、彼らを使いこなせるか否かであなたの県の軽重が問われる。」と告げられていた検事のうちの1名U検事に、上記のような自分の考えを説明した上、「君に全て任せるから思うとおりにやってくれ。」と、彼を未検挙重要13事件全ての主任検事に任命し、これに加えて、U検事の補助として、もう一名の使いにくい優秀だと言われている検事、見込みのある新任明け検事および小倉支部で最も優秀な副検事の3名を、準専属で工藤會捜査に充てることとしました。

イ そして、前記アに関連しますが、未検挙重要13事件の中で、最も証拠が豊富で、しかも共謀共同正犯として野村悟及び田上不美夫のトップ2まで検挙できる見込みのあった前記の看護師襲撃事件が博多警察署管内の事件であり、福岡地検本庁の管轄だったので、これを小倉支部に引き取るために、前記アの方針を本庁の次席検事及び検事正に説明して了解を取り付け、この事件を小倉支部に引き取りました。

ウ さらに、工藤會に対する大手門からの正面攻撃は、未検挙重要13事件の捜査とするが、これはなかなか急な進展を期待し難いので、同時に搦手門からの裏面攻撃として、襲撃専門部隊を主標的に、工藤會の手足として活動する戦闘部隊を一人ずつ事件を掘り起こして徹底的に捜査し、立件したからには必ず起訴した上、できる限り実刑判決を得て、工藤會の手足をもぎ取って新たな市民殺傷事件の発生を防止するとともに、検事調べを通じて被疑者と人間関係を築き、工藤會の内部事情を漏らす裏切り者の獲得を目指すこととしました。

(5)こうした対工藤會の基本戦略と戦闘態勢を一応整えることができたのが、平成25年5月、小倉支部長に着任してから約1か月の後でした。

次号に続く

J-クレジット（2）

会長 弁護士 谷口 忠武

全てに感謝

この4月から、所長の谷口直大が、京都弁護士会の会長を1年間務めさせていただくことになりました。大変誇らしいことと思っています。

帝国大学に行った者など一人もいなかったという北部丹後木津の片田舎から親族の応援を得て京都帝国大学を卒業し法曹人となった父義弘を初代とし、司法試験に失敗し、いったんは行政官の道に進んだものの、温かい上司たちや周りの人たちの温情に支えられて父の事務所に弁護士として帰ることができた私が二代目、そして私の後を継いでくれた直大が三代目として、懸命に谷口総合法律事務所を続けてきました。

谷口義弘、谷口忠武、谷口直大3人もが、京都弁護士会の会長の重責を担うこととなりました。私たちの周りの人の全ての応援のおかげと感謝しています。

直大が1年間無事に勤め上げることを祈っています。皆さん、どうぞ応援してってください。

森林Jクレジット制度取り込み中間報告

事務所報前号で、取込みの続報をすることをお約束しました。

令和8年3月の現時点でも、まだクレジット創出には至りませんが、その間に、京都市の体制が変わったり、第三者機関に、「京都市森林Jクレジット創出業務(モデル事業)及びクレジット創出マニュアル作成業務」を委託する事態が発生し、一昨年予定していた流れが変わりました。しかし、これは、この制度を京都市の山林所有者に広めるためにはとても良い取り組み方だと思い、了解しました。新しく参加することになった機関(フォレストバリュー株式会社)とともに、現在取り組みを展開中です。

私の準備 林業の法人化

林業の儲かっていた時代には、大規模な山林所有者は金持ちの代名詞のように言われていました。山林の評価も高く、林業における大きな問題の一つが相続税対策でした。2代相続すれば、相続税の負担で山がなくなってしまうと言われていたぐらいでした。そこで、子供に計画的に生前贈与して相続を避ける対策が流行っていました。

私もこれに倣って所有山林のほとんどを子供たちに贈与して名義変更をしてしまっていました。

森林Jクレジット申請のためには、森林経営計画を、長年にわたって立てることが要件になるのです。その為に私は、経営計画をこれまでやってきた共同の地域計画ではなく属人で立てることにしようと考えました。しかし山林が共有ではダメと言われました。そこで、私は、谷口山林を法人化し対応することとし、谷口林業株式会社を設立し、共有化していた山林をこの会社の所有にまとめ、この会社の名義で令和7年度の経営計画を立てました。

相続が発生すると、山林の相続登記が義務付けられています。六十筆の共有の登記をしてそのあとそれを管理するのは大変です。法人化すると、それらの手続きが一挙に簡素化することを知りました。林業の継続性を確保するためにも便利になるようにも思われます。

過去の管理経過(特に間伐)の報告

調べたところでは、過去の間伐経過もクレジットの原因となると記載されていたので、資料として提出しました。幸いにも、私は森林組合を通して、補助金事業となっている植林、保育、間伐をやっており、その全てを記録していました。その為、この内容は膨大なのですが、難なくクリアしました。

協議経過とその後の進展

一昨年京都市及び京都市森林組合と相談したところでは、私が森林組合に委託し、京都市が側面援助しクレジットの登録を行い、そのノウハウを京都市及び京都市森林組合が、一般に普及しようとの約束でした。

京都市は、議会が開催される最中は、取り掛かれないというので令和7年3月まで黙って待っていました。もういいだろうと京都市に電話して驚きました。なんと、担当者が全員交代したということです。しかも、私と森林組合に相談することなく、第三者の業者に何か依頼しようとしている模様なのです。早速、森林組合に連絡して京都市と接触してもらうように頼みました。

森林組合も遺憾に感じているような様子でした。その後組合と京都市の話し合いののちに、京都市が、フォレストバリュー株式会社に対し、「京都市森林Jクレジット創出業務(モデル事業)及びクレジット創出マニュアル作成業務」を依頼することになりました。

令和7年8月29日京都市役所に京都市、森林組合及び私とフォレストバリュー株式会社が会合し、同社から提案書の提示を受け、以後それに沿って進めることとなりました。

その結果、谷口林業の申請が、京都市のモデル事業となって執り行われることになり、私が覚悟していた経費負担は、京都市が負担するという幸運に恵まれることになりました。

排出削減・吸収量プロジェクト妥当性確認業務の委託

申請をするためには、表記の妥当性を定められた機関に委託して確認を受けなければなりません。フォレストバリュー株式会社からの連絡で、私(谷口林業株式会社)とソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下、「ソコテック社」といいます。)の間で「排出削減・吸収量プロジェクト妥当性確認業務委託契約」を結ぶようにとのことでした。確認機関は、東京に3つあり、ソコテック社はそのうちの一つです。ところが、ソコテック社は、電子契約しかしないとのこと。私は、世の中のIT化についていけな

くて、電子契約なんてしたことはありません。パソコンの連絡をにらみながら悪戦苦闘し、何とかになりましたが、とても不安でした。

契約内容には問題はありませんでしたが、審査費用が、104万円余りになっていることが気になりました。直近に読んだ資料では、70万円から130万円ほどの費用が掛かると書かれていました。わたしのケースは、規模が小さく内容も単純なものなので、最低額の部類になるだろうと思っていました。問い合わせしてみたところ、最近ケースが増えて料金が高くなってきているとのことでした。おかしいことですが、京都市が負担してくれることなので、それ以上は申しませんでした。補助金が出る可能性があるので、結果に注目したいと思います。

令和8年3月3日にソコテック社の現地調査があるとの報告が来ました。今日までの経過はここまでです。

今回の報告では、すべての手続きが、終了し、お金になっているだろうと思っています。興味津々で、楽しみです。

編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきました株式会社中央倉庫代表取締役社長執行役員 谷奥秀実様、弁護士山崎悠先生、本当にありがとうございました。今号では新しく加入した村川美智子弁護士、事務員から弁護士となった大谷尚弁護士、事務局西浦由惟のご紹介をさせていただきました。

令和8年4月1日より、所長谷口直大弁護士が京都弁護士会の会長に就任いたします。事務所スタッフ一同、所長の留守を守り、皆様にご迷惑をかけることのないよう努めて参りますので、どうぞ変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

谷口忠武会長の森林Jクレジット、法学部の教科書で習うという天野和生弁護士の頂上作戦もお楽しみいただければ幸いです。

表紙絵紹介

「和而不同」

「和して同ぜず」の語は、論語子路編に出てくる「君子は、和して同ぜず、小人は、同じて和せず」の一節です。

事務所創設者である亡父谷口義弘が、座右の銘としていた言葉です。書は亡母谷口久枝の手になるものです。

弁護士が、時流に流されることなく、正しい判断をするために、なくてはならない心構えだと思います。

谷口 忠武

谷口総合法律事務所報 55号 令和8年4月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<https://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 橋本弥江子 弁護士 村川美智子

弁護士 小根山ゆい 弁護士 都竹 歩佳

弁護士 天野 和生 弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 照田 久実

藤井 凱 西浦 由惟

谷口総合法律事務所 鯖江支所

福井県鯖江市本町1丁目1-9 煙安ビル2階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一 大谷 尚

事務局 見延 遥加 森 夕見子

